

別表1 国家資格等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

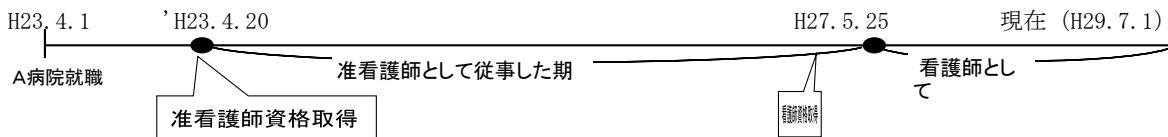
【甲】		【乙】		【丙】	
コードNo.	職種	コードNo.	職種	コードNo.	職種
1001	医師	1003	薬剤師	1019	社会福祉士
1002	歯科医師	1004	保健師	1020	介護福祉士
		1005	助産師	1021	精神保健福祉士
		1006	看護師		
		1007	准看護師		
		1008	理学療法士		
		1009	作業療法士		
		1010	視能訓練士		
		1011	義肢装具士		
		1012	歯科衛生士		
		1013	言語聴覚士		
		1014	あん摩マッサージ指圧師		
		1015	はり師		
		1016	きゅう師		
		1017	柔道整復師		
		1018	栄養士（管理栄養士を含む）		

※1 国家資格等の資格に基づく当該資格に係る業務とは、免許（資格免許証、資格登録証）等に記載された登録年月日以降に従事した業務のことです。

※2 所有資格が異なる場合は、注意が必要です。

〈例〉「看護師」資格と「准看護師」資格、両方をお持ちの場合

平成23年4月1日にA病院に准看護師として就職。平成23年4月20日に「准看護師」資格を取得（登録）。その後、平成27年5月25日に「看護師」資格を取得（登録）。



この場合の「実務経験証明書」は、「准看護師」資格を取得した「平成23年4月20日～平成27年5月24日」までと、「看護師」資格を取得した「平成27年5月25日～平成29年7月1日」までの2枚と「准看護師」、「看護師」それぞれの資格の写しが必要です。

※3 実務経験期間には、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に認められないので注意してください